

東京グリーンビズアドバイザーボード設置要綱

制定 令和5年8月4日
5政計計第197号
改定 令和5年8月10日
5政計計第223号

(目 的)

第1 東京都は、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を推進していく。その推進にあたり、有識者等からの意見を聴取する「東京グリーンビズアドバイザーボード」（以下、「アドバイザーボード」とする。）を設置する。

(所掌事項)

第2 アドバイザーボードは、次の事項について有識者の意見を聴取する。

- (1) 東京の緑の意義や役割に関すること
- (2) 東京の緑を「まもる」「増やし・つなぐ」「活かす」取組に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(委員等)

第3 アドバイザーボードは、知事が別途委嘱する委員をもって構成する。

- 2 知事が必要と認めるときは、委員以外の者をアドバイザーボードに出席させ、意見を聴くことができる。

(任 期)

第4 委員の任期は、第3の規定により委嘱を受けた日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

(召 集)

第5 アドバイザーボードは、知事が委員を招集する。

(謝 金)

第6 アドバイザーボードの委員及び第3第2項の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、外部講師謝金支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第7 アドバイザリーボードの事務局は、政策企画局とする。

(その他)

第8 この要綱で定めるもののほか、アドバイザリーボード運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。